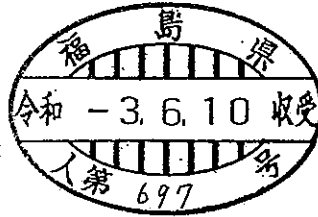


写

3 行 推 第 2 号  
令和 3 年 6 月 1 0 日

福島県行財政改革推進本部長  
福島県知事 内堀 雅雄 様



福島県行財政改革推進委員会  
会長 今野 順夫



### 行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・創生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・創生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化、効果的な情報発信など積極的な取組を進めており、適当であると評価できます。

また、同運営方針の見直し（新計画の策定）については、新たな総合計画との連動と現運営方針との継続性の確保を図ること、また復興・創生に限らず新たな行政需要や大きな状況変化を反映させること、令和7年度末を終期として策定すること等に異議はありません。

なお、復興・創生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

#### 記

- 1 復興・創生の着実な推進と新たな行政需要等への対応に向けて、十分な財源の確保と適切な予算執行に努めるとともに、必要な人員の確保と人材育成、効果的な外部人材の活用等が求められる。
- 2 市町村によって復興の進捗状況が異なることから、財源確保や人材育成等、各自治体の状況や課題等を踏まえた連携の強化ときめ細かな支援が求められる。
- 3 風評の払拭及び風化の防止に向けて、福島県の魅力や安全・安心に関する情報等を、理解しやすい表現を用いながら、国内外に積極的に発信することが求められる。
- 4 新計画の策定に当たっては、新しい生活様式など新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容の状況等を十分に踏まえるとともに、中長期的な視点にも配慮しつつ、復興・創生施策の推進と新たな行政需要への対応を両立させることが求められる。
- 5 新計画の策定に係る指標の設定については、数値の達成のみで評価されることのないよう工夫するとともに、数値化しにくいものや中長期的な視点で取り組むべきものなどにも配慮することが求められる。